

③ 主要な眺望点

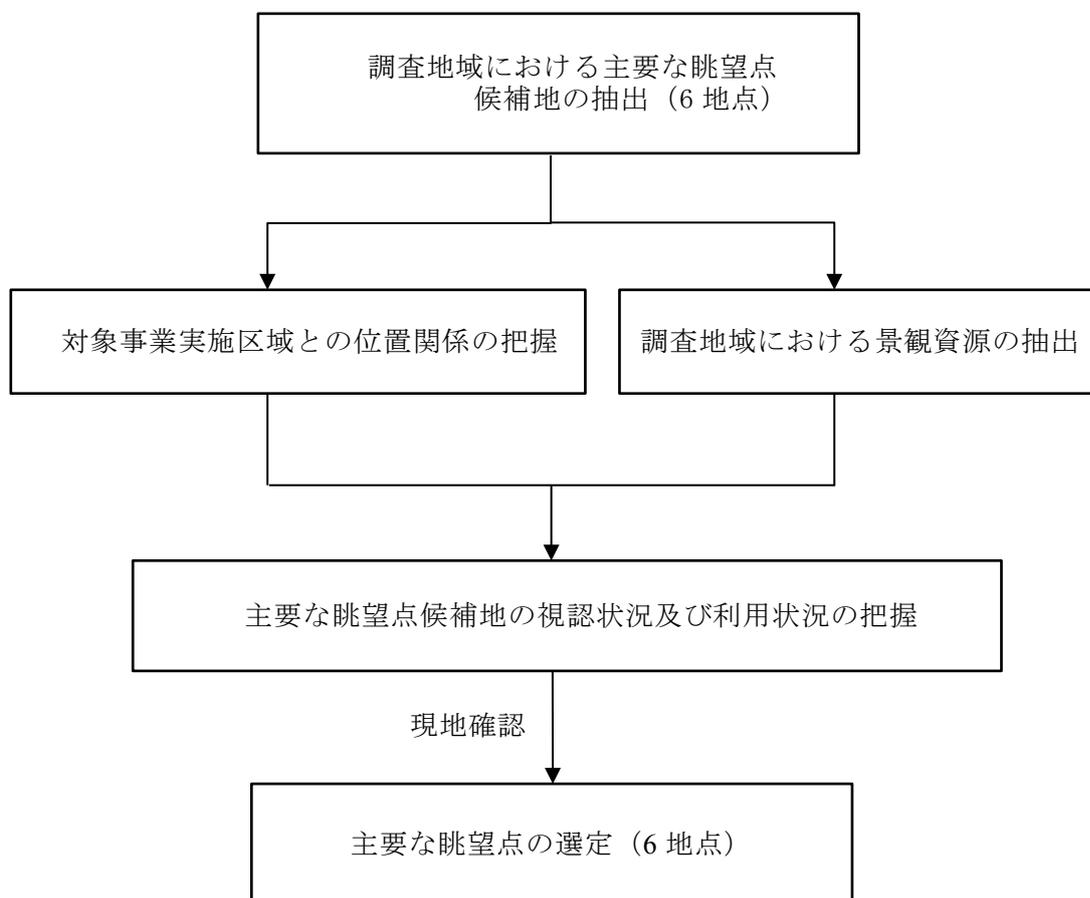
a. 主要な眺望点の選定

主要な眺望点の選定フローは、第 8.7-5 図のとおりである。

主要な眺望点候補地については、フローに従い、計画地周辺の建造物の視認状況及び利用状況の把握並びに景観資源の視認状況を把握し、「仙台港中央公園」、「向洋海浜公園」、「貞山堀」、「仙台市農業園芸センター」、「長浜」、「なかの伝承の丘」の 6 地点を主要な眺望点として選定した。主要な眺望点の選定理由は第 8.7-10 表のとおりである。

なお、方法書で記載した「貞山堀」の地点は、新設された七北田川堤防（7m）が障害になって計画地が眺望できないことから、貞山堀の土手から計画地が眺望可能な地点（南西側約 1km）へ移設した。

第 8.7-5 図 主要な眺望点の選定フロー



第 8.7-10 表 主要な眺望点候補地の選定理由

No	地点の名称	選定/非選定理由	選定の有無
1	仙台港中央公園	市民が利用する公園の展望台からの景観として選定した。	○
2	向洋海浜公園	長浜海岸でのサーフィン利用者や海が眺望できることなど、市民が利用する駐車場からの景観として選定した。	○
3	貞山堀	貞山堀の土手のサイクリングルートからの景観として選定した。	○
4	農業園芸センター	市民が利用する農業園芸施設や広場からの景観として選定した。	○
5	長浜	サーフィン、釣り、潮干狩りなどが行われるとともに、隣接する蒲生干潟の野鳥観察をする市民に利用される場所からの景観として選定した。	○
6	なかの伝承の丘	市民などが訪れるなかの伝承の丘からの景観として選定した。	○

注：ゴシック体は方法書の審査を受けて、眺望点として追加した地点である。

b. 主要な眺望点の状況

主要な眺望点候補地から計画地の視認性は、第 8.7-11 表のとおりである。

眺望点から計画地の構造物が眺望できる地点は、向洋海浜公園、農業園芸センター、長浜及びなかの伝承の丘の 4 地点である。また、仙台港中央公園及び貞山堀地点は排気筒が眺望できると予測される。

主要な眺望点の四季の現況眺望写真及び眺望点の概要は、第 8.7-12 表(1)～(6)のとおりである。

第 8.7-11 表 主要な眺望点候補地から計画地の視認性

No	地点の名称	計画地からの距離				視認の予想
		方向	距離(km)	見え方	視認性	
1	仙台港中央公園	北西	1.7	中景	△	排気筒の上部が一部視認できると予想される。
2	向洋海浜公園	北東	1.4	中景	○	主要な位置から計画地方向は樹林地で遮られ眺望できないが、駐車場の北西端から視認可能である。
3	貞山堀	北北東	1.3	中景	△	南蒲生浄化センターや鉄塔の背後に排気筒の上部が一部視認できると予想される。
4	農業園芸センター	南西	4.0	遠景	○	発電設備の構造物や排気筒が視認できる。
5	長浜	東	1.0	中景	○	堤防の背後に排気筒や構造物が視認できる。
6	なかの伝承の丘	西南西	0.2	近景	○	慰霊碑の正面は敷地の南端に当たり、北東方向には発電設備の構造物や排気筒が目前に眺望される。

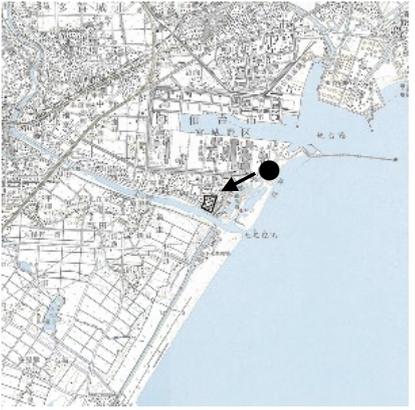
注：1. 近景は 0.5km 未満、中景は 0.5km 以上 3.0km 未満、遠景は 3.0km 以上とした。

2. ゴシック体は方法書の審査を受けて、眺望点として追加した地点である。

第 8.7-12 表(1) 眺望点の状況及び眺望景観の状況（仙台港中央公園）

調査地点	仙台港中央公園	
調査時期及び眺望景観の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【冬季】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【春季：代表時期】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【夏季】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【秋季】</p>  </div> </div>	
撮影地点		仙台港中央公園（展望台）
計画地からの距離	計画地の北西 1.7km に位置する。	
眺望点の概要・状況	<p>仙台港中央公園は、仙台港に面した約 9ha の敷地に野球場、テニスコート、仙台港を一望できる展望台がある。展望台がある丘の斜面は芝生となっており、海を見ながらのんびりでき、家族連れでピクニックを楽しむなど、子供から大人まで幅広い層が訪れることから、眺望点はこの展望台とした。</p> <p>当該地点からの計画地への眺望は、左側に仙台港の海面が広がっており、その周りには港湾施設や工場が存在している。事業計画地方向は、それらの工場に遮られて眺望することはできない。</p>	
計画地等の視認性	<p>当該地点と計画地の間には、仙台港周辺の工場建物等が存在することから計画地を眺望することができない。しかし、その背後の高い建物等がいくつか眺望されることから、ボイラ及び排気筒が視認されると予想される。</p>	

第 8.7-12 表(2) 眺望点の状況及び眺望景観の状況（向洋海浜公園）

調査地点	向洋海浜公園	
調査時期及び 眺望景観の状況	<p style="text-align: center;">【冬季】</p>  <p style="text-align: center;">【夏季】</p> 	<p style="text-align: center;">【春季：代表時期】</p>  <p style="text-align: center;">【秋季】</p> 
撮影地点		<p style="text-align: center;">向洋海浜公園北西端 から計画地方向</p>
計画地からの距離	計画地の南西約 1.4km に位置する。	
眺望点の概要・状況	<p>向洋海浜公園は平成 22 年 3 月 30 日にオープンした。場所は蒲生干潟隣接地の約 3.2ha で、太平洋と蒲生干潟を一望できる高台に位置する。敷地内には、300 台分の舗装駐車場、多目的広場、トイレ及び休憩所がある。公園はサーファー等の海浜利用者や周辺地区住民などに利用されている。</p> <p>当該地点の眺望は、北東から南には長浜海岸が眺望され、サーファーで賑わっている。南西の計画地方向は樹林地に遮られているが、駐車場の北西端からは計画地が眺望される。</p>	
計画地等の視認性	<p>当該地点の北西端と計画地の間には、低い工場等の建物やスキなどの草本類が存在するが、鉄塔の背後に建造中の七北田川堤防が眺望され、それらの間に計画地が眺望されると予測される。</p>	

第 8.7-12 表 (3) 眺望点の状況及び眺望景観の状況 (貞山堀)

調査地点	貞山堀	
<p>調査時期及び 眺望景観の状況</p>	<p>【冬季】</p> 	<p>【春季：代表時期】</p> 
	<p>【夏季】</p> 	<p>【秋季】</p> 
<p>撮影地点</p>		
<p>計画地からの距離</p>	<p>計画地の北北東 1.3km に位置する。</p>	
<p>眺望点の概要・状況</p>	<p>七北田川から名取川にかけての貞山堀（運河）沿いは海岸公園となっており、美しいマツ林が続く中、サイクリングロードなどが整備され多くの人たちに利用されていたが、東日本大震災で大きな被害を受けた。宮城県では貞山運河再生・復興ビジョン（平成 25 年 5 月、宮城県土木部）を策定し、事業を実施している。</p> <p>当該地点からの眺望は、計画地方向に向かって貞山堀が続いており、その両側に南蒲生浄化センター等の構造物が眺望される。</p>	
<p>計画地等の視認性</p>	<p>当該地点と計画地の間には、貞山堀、南蒲生浄化センターの建物、鉄塔、煙突及び樹林地等が存在し、仙台パワーステーションの煙突が眺望される。計画地はそれらの建物や煙突に遮られるものの、背後にタービン建屋や排気筒が眺望されると予想される。</p>	

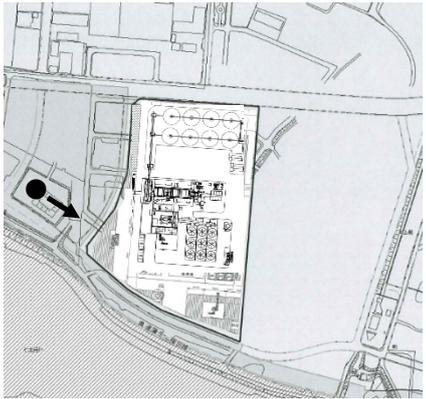
第 8.7-12 表 (4) 眺望点の状況及び眺望景観の状況 (農業園芸センター)

調査地点	仙台市農業園芸センター	
調査時期及び眺望景観の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【冬季】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【春季：代表時期】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【夏季】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【秋季】</p>  </div> </div>	
撮影地点		農業園芸センター (冒険広場)
計画地からの距離	計画地の北東 4.0km に位置する。	
眺望点の概要・状況	<p>当該地点は、仙台市農業園芸センター地内の芝生広場にある丘である。当センターは市民が農業と緑に触れ合う憩いの場として、また、農業イベント等の開催により、農業及び地場生産物への理解を深める場として平成元年に開園した。</p> <p>計画地方向への眺望の状況は、大沼を前景にその後方に広がる農地を見渡すことができ、遠方には仙台港の施設等が眺望される。</p>	
計画地等の視認性	当該地点と計画地の間には、大沼、その後方に広がる農地及び遠方には仙台港の工場施設等が存在する。計画地からの距離が約 4.4km と離れているものの、発電設備や排気筒が眺望されると考えられる。	

第 8.7-12 表 (5) 眺望点の状況及び眺望景観の状況 (長浜)

調査地点	長浜	
調査時期及び 眺望景観の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【冬季】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【春季】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【夏季：：代表時期】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【秋季】</p>  </div> </div>	
撮影地点		長浜から計画地方向
計画地からの距離	計画地の西 1.0km に位置する。	
眺望点の概要・状況	<p>山元町から続く砂浜海岸の一部で七北田川河口より北側に位置し、内陸部には蒲生干潟がある。砂浜の海岸で延長 1.9km、幅 30m である。また、向洋海浜公園の前面前浜から長浜にかけてはサーフインの適地として全国的に知名度が高く、毎年全国レベルの大会が開催される。</p> <p>計画地方向への眺望は、蒲生干潟、建造中の七北田川堤防、蒲生地区の整備中の土地及び工場等の施設が眺望される。</p>	
計画地等の視認性	当該地点と計画地の間には建造中の七北田川堤防、その背後に蒲生地区の整備中の土地や工場等の施設が眺望される。したがって、この堤防越しに発電設備や排気筒が眺望されると考えられる。	

第 8.7-12 表 (6) 眺望点の状況及び眺望景観の状況 (なかの伝承の丘)

調査地点	なかの伝承の丘	
調査時期及び 眺望景観の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【冬季】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【春季：代表時期】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【夏季】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【秋季】</p>  </div> </div>	
撮影地点		<p style="text-align: center;">なかの伝承の丘の上正面</p>
計画地からの距離	<p>計画地の北東 0.15km に位置する。</p>	
眺望点の概要・状況	<p>東日本大震災で犠牲となられた方々の追悼・鎮魂と、津波被害により集団移転となった中野・荒浜・藤塚地区等において地域の歴史を後世に伝えるために設置された中野地区地域モニュメント地点である。</p> <p>事業計画地方向への眺望の状況は、前面は蒲生北部土地区画整備事業の工事が行われており、左側には蒲生地区の施設、中央付近には向洋海浜公園の樹林地、右側には残された数本の松林が3ヶ所眺望される。また、松林の遠方には海がわずかに眺望できる。</p>	
計画地等の視認性	<p>当該地点からは、土地区画整備中の土地、蒲生地区の施設、建造中の七北田川堤防が存在し、遠方には地平線又は水平線が視認される。計画地は当該地点に隣接していることから、前面に広く眺望される。</p>	

8.7.2 予測

1. 存在による影響（工作物等の出現）

(1) 予測内容

予測内容は、工作物等の出現に伴う「自然的景観及び文化的景観への影響」及び「主要な眺望点への影響」を予測した。

(2) 予測地域等

工作物等の出現にかかる景観の予測地域は、景観に対する影響が想定される地域として、現地調査と同様とした。

予測地点は、第 8.6-1 図に示すとおりである。

(3) 予測対象時期

工作物等の出現に係る景観の予測対象時期は、工事が完了した時点（平成 37 年）とした。

(4) 予測方法

① 自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源への影響

工作物等の出現に係る自然的景観資源及び文化的景観資源への影響の予測手法は、景観資源の特性の解析結果と事業計画の重ね合わせ及び事例の引用又は解析により予測するものとした。

② 主要な眺望点への影響

工作物等の出現に係る主要な眺望点への影響の予測方法は、工事完了後のフォトモンタージュを作成し、眺望景観の変化を予測するものとした。ただし、フォトモンタージュでは建物の詳細は表現できないことから、モデル的な構造物とした。

なお、フォトモンタージュは、各地点の代表的な時期として、仙台港中央公園、貞山堀、向洋海浜公園、農業園芸センター及びなかの伝承の丘は春季、長浜は夏季とした。

(5) 予測結果

① 自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源

計画地及び計画地周辺の景観資源の位置は第 8.7-1 図のとおりであり、本事業の実施により予測地域内に分布する景観資源を直接改変することはない。

計画地構造物と景観資源を同時に視認できる主要な眺望地点は第 8.7-7 表及び第 8.7-9 表であり、自然的景観資源である「長浜」からは「蒲生干潟」越しに計画地が眺望され、また、文化的景観資源の「なかの伝承の丘」は計画地に隣接しており、拝礼方向に計画地が位置していることから、丘の上からは慰霊碑越しに計画地が眺望される。

したがって、景観資源である「長浜」、「蒲生干潟」及び「なかの伝承の丘」は、施設の存在の伴う景観資源への影響は小さくないと予測される。

② 主要な眺望点

工作物等の出現に伴う眺望の予測結果は第 8.7-13 表、フォトモンタージュによる眺望の変化は第 8.7-6 図(1)～(6)のとおりである。また、「なかの伝承の丘」地点は、計画地に近接していることから、発電設備全体が入るように、眺望地点 NO.6 から東方向と北東方向からの予測を実施して、予測結果を第 8.7-7 図(1)～(2)に示した。

第 8.7-13 表 主要な眺望の変化の予測結果

No	眺望点	計画地からの距離	仰角	眺望の変化
1	仙台港中央公園	約 1.7km	2°	計画地方向には、中央から左側には工場等の建物が視認され、中央から右手前にかけては樹林が視認される。 工事完了時は中央付近の建物とその右側の建物の隙間に納まるように発電設備のボイラ、排気筒及びサイロの上部が視認されているため周辺と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
2	向洋海浜公園	約 1.4km	4°	計画地方向の中心付近に電柱及び送電鉄塔が視認され、中央から左側は草地、右側には事業所等の建物がいくつか視認されている。また、送電鉄塔の奥には七北田川堤防や蒲生干潟西側の堤防が視認されている。 工事完了時は送電鉄塔の背後から右側にサイロ及びボイラが視認されているが、中央付近の送電鉄塔や送電線の高さ程度に納まっているため周辺と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
3	貞山堀	約 1.3km	3°	計画地の方向の中央より右側には南蒲生浄化センターの構造物等が視認される。また、中央から左側にかけては3ヶ所の樹林が視認され中央には送電鉄塔が建立する。 工事完了時は中央の送電鉄塔付近にボイラ及びタービン建屋が視認されているが、周辺の構造物や樹林地の高さの範囲程度に納まっているため周辺と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
4	仙台市農業園芸センター	約 4.4km	0.5°	計画地方向には手前から芝地、池、その背後に農地が広がっている。また、遠方には樹林及び建物等が視認される。 工事完了時は中央付近にボイラ及びサイロが視認されるが、これらは遠方の樹林・建物の高さと同程度となっているため周辺と調和していることから、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
5	長浜	約 1.1km	1°	計画地方向には前面から砂浜、蒲生干潟の植物・水面、防潮堤、その背後には数本の松林や事業所の構造物が視認されている。 工事完了時はサイロ、ボイラ、排気筒、復水器及びタービン建屋が中央付近に視認されるが、これらの設備によりスカイラインは一部分断されることから、眺望景観の変化は小さくないと予測される。
6	なかの伝承の丘	約 0.2km	1.5°	計画地方向には右端に七北田川の堤防、正面に慰霊碑、左側に3ヶ所の松林その背後に僅かに海が視認されている。 工事完了時は発電設備を「なかの伝承の丘」からの景観に配慮した配置としたことから、慰霊碑の背後に高さの高いボイラは視認されず、慰霊碑の左側に設備の中でも高さの低い復水器、事務棟及びタービン建屋が視認されることから眺望景観の変化は小さくないと予測される。

第 8.7-6 図(1) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

(現状)



仙台港中央公園 (工事完了時)



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-6 図(2) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

向洋海浜公園（現状）



向洋海浜公園（工事完了時）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-6 図(3) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

貞山堀（現状）



貞山堀（工事完了時）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-6 図(4) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

農業園芸センター（現状）



農業園芸センター（工事完了時）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-6 図(5) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

長 浜 (現状)



長 浜 (工事完了時)



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-6 図(6) 眺望の現状及び工事完了時の予測結果

なかの伝承の丘（現状）



なかの伝承の丘（工事完了時）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-7 図(1) なかの伝承の丘からの現状及び工事完了時の予測結果

なかの伝承の丘（現状：北東方向）



なかの伝承の丘（工事完了時：北東方向）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

第 8.7-7 図(2) なかの伝承の丘からの現状及び工事完了時の予測結果

なかの伝承の丘（現状：東方向）



なかの伝承の丘（工事完了時：東方向）



注. 構造物は設備形状を反映しており、詳細な色彩は事業計画の第 1-5 図を参照。

8.7.3 環境の保全及び創造のための措置

1. 存在による影響（工作物等の出現）

本事業の実施により予測地域内に分布する景観資源を直接改変することはないが、自然的景観資源である「長浜」からは「蒲生干潟」越しに計画地が眺望される。また、文化的景観資源の「なかの伝承の丘」は計画地に近接しており、丘の上では、拝礼方向に計画地が位置していることから、慰霊碑越しに計画地が眺望される。したがって、「長浜」及び「なかの伝承の丘」の景観資源への影響は小さくないと予測された。

工作物等の出現による主要な眺望への影響は、仙台港中央公園、向洋海浜公園、貞山堀、仙台市農業園芸センターでは眺望景観の変化は小さい。また、「長浜」及び「なかの伝承の丘」は、眺望景観への影響は小さくないと予測されるが、敷地境界付近に高い木を植えることで圧迫感を緩和したことから、周辺と調和した景観が創出されている。

本事業の実施にあたっては、工作物等の出現に伴う景観への影響を可能な限り低減するため、第8.7-14表に示す環境保全措置を講ずることとする。

第8.7-14表 環境保全及び創造のための措置

（供用による影響－工作物等の出現）

環境影響要因	環境保全及び創造のための措置の内容
供用による影響 （工作物等の出現）	<ul style="list-style-type: none">・建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、計画構造物は街並みと違和感のない形態・意匠とすることで、周辺に調和するように配慮する。・設備機器の配置等を工夫して、建屋の高いボイラ建屋はなかの伝承の丘から可能な限り離れた位置に配置する。・敷地境界付近に高い木を植えることで圧迫感を緩和する。

8.7.4 評価

1. 存在による影響（工作物等の出現）

(1) 回避・低減に係る評価

① 評価方法

予測結果を踏まえ、工作物等の出現に伴う景観の変化が保全対策等により、実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているか否かを判定する。

② 評価結果

本事業の実施にあたっては、建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、計画構造物は街並みと違和感のない形態・意匠とすることで周辺に調和するように配慮したこと、設備機器の配置等を工夫して、建屋の高いボイラ建屋はなかの伝承の丘から可能な限り離れた位置に配置したこと及び敷地境界付近には高い木を植えることで圧迫感を緩和したこと、景観の変化の抑制が図られていることから、「工作物の出現による景観資源への影響」及び「工作物等の出現に伴う景観の変化の影響」は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

(2) 基準や目標との整合性に係る評価

① 評価方法

予測結果が、第8.7-15表に示す基準等との整合が図られているかを評価するものとする。

第8.7-15表 整合を図る基準・目標（供用による影響－工作物等の出現）

環境影響要因	環境保全及び創造のための措置の内容
供用による影響 (工作物等の出現)	○仙台市「杜の都」景観計画（杜の都の風土を育む景観づくり）における「流通業務地ゾーン」における方針 ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る。 ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る。 ・仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてのにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る。

② 評価結果

計画地は、仙台市「杜の都」景観計画（杜の都の風土を育む景観づくり）における「流通業務地ゾーン」に位置しており、流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成、ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成及び仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてのにぎわい・交流機能を活かした景観形成が定められている。

本事業においては、建屋及び排気筒の高さは可能な限り抑えるとともに、計画構造物は街並みと違和感のない形態・意匠とすることで周辺と調和するような配慮、設備機器の配置等を工夫して、建屋の高いボイラ建屋はなかの伝承の丘から可能な限り離れた位置への配置及び敷地境界付近には高い木を植えて圧迫感の緩和等を図ることにより、「広々としたゆとりが感じられる景観」、「緑豊かな業務環境としての企業活力を活かした景観」を形成するとともに、ウォーターフロントへの発電設備等の設置により、「にぎわいのある景観」の形成を図ることから、上記目標との整合が図られているものと評価する。